

創域会 会則改定について

2016年10月3日

会長 松浦宏行

創域会は2008年設立以来、研究科の多大なるサポートのもとに細々とした活動を行ってきたのが実情ですが、本会の会則第1条にあるように修了生と在学生の交流、研究科の発展、そして社会への貢献を目指すためには、自立した活動ができる状況を確立する必要があると考えています。独立性、自律性を有する主体的な企画・運営を通じた活動を具現化するため、自主財源の必要を認めるに至りました。一般的な同窓会の運営に倣い、会費制度を導入することを今回の会則改定の目的としています。

2014年10月に会則改定に関して検討を開始しました。2015年6月の代表幹事会で問題を提起すると同時に各専攻への意見照会を行い、各専攻から寄せられた賛否両論の意見を2015年9月の代表幹事会に提出しました。これらの意見を踏まえつつ、より具体的な案を検討するため、代表幹事会内においてワーキンググループを設立し、3回の討議を実施しました。

第1回(2015年11月)では、ワーキンググループメンバーに各自の所属する種々の同窓会の状況を調査・報告頂き、その結果をもとに会長・副会長でたたき台を作成しました。第2回(2015年12月)でその内容を議論し、第3回(2016年2月)で会長・副会長よりさらなる案を提示・議論のうえ、ワーキンググループとしての結論を出しました。

2016年3月の代表幹事会において、ワーキンググループでの議論の内容、提案結果を報告し、会則改正案、会費に関する細則案を提示しました。2016年9月の代表幹事会において今回の改定案を決定しました。

今回の改定案の骨子は次の通りです。

- ・会費を徴収し、本会の活動をより能動的なものにする
- ・会費は終身会費10000円とする
- ・入学時に創域会に入会していただき、会費徴収する
- ・在学経験者は退会しない限り創域会正会員となる
- ・入学時の会費支払いが困難な学生については、在学中、卒業時等、支払いの機会を適宜設ける
- ・既修了者については、会則改定以降に適切な納入機会・手段を設け、継続的に納入を呼びかける
- ・学生が正会員となるため、学生がわかりやすいサービスを楽しむ形態にする
- ・本研究科が目指す国際化に対応するため、海外からの留学生、帰国した修了生については別途、特別な繋がりが構築可能な仕組みを研究科と共に検討し、研究科の発展に具体的に寄与することを目指す
- ・創域会学生部は現在、研究科からの資金的サポートを受けて活動しているが、これを創域会からの活動資金援助に切り替え、真の「創域会」学生部を目指す

今回の会則改定は創域会の今後の方向性を決定づける重要な手続きと考えています。創域会の能動的な活動がより一層活発となるよう、今回の会則改定のみならず、運営・活動全般にわたりご意見を頂戴したいと思っておりますが、出席が叶わない方も大勢いらっしゃることを鑑み、WEBサイト上で会則改定案を示すことにしました。創域会大会までにお寄せいただいた意見については、大会の場で紹介させて頂く予定ですので、電子メール等にてぜひご意見をお寄せいただければ幸いです。

以上

2008.10.05 制定

~~2008.10.25 施行~~

2011.10.22 改定

2015.10.23 改定

2016.10.22 改定

創域会会則（一部改定案）

第1条（名称及び目的）

- (1) 本会は創域会と称する。
- (2) 本会は、東京大学大学院新領域創成科学研究科の同窓会として、修了生および在校生の交流と親睦を図り、**在校生の研究科での日々の活動を支援するとともに**、広く社会への貢献を目指す。

第2条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) **懇親会等の開催会員相互の親睦と発展に関する事業**
- (2) 会員名簿の作成、管理
- (3) **後進の便宜に資する事業**
- ~~(4-3)~~ 前各号の他、本会の目的を達成する為に必要な活動

第3条（会員）

本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

1. **新領域創成科学研究科に在学した者、在学している者、およびそれに準ずる者**
2. **特別会員の資格を有し、会費を納入した者**
 - ~~1. 新領域創成科学研究科を修了した者およびそれに準ずる者~~
 - ~~2. 新領域創成科学研究科博士後期課程を単位取得退学した者~~
 - ~~3. 1及び2以外の者で新領域創成科学研究科の審査等を経て博士の学位を授与された者~~

~~(2) 准会員~~

- ~~1. 新領域創成科学研究科に在学する学生~~
- ~~2. 新領域創成科学研究科に在籍する研究員または研究生~~
- ~~3. 新領域創成科学研究科修士課程あるいは博士後期課程を中途退学した者~~

(2) 特別会員

1. 新領域創成科学研究科に所属する現教職員
2. 新領域創成科学研究科にかつて所属していた旧教職員
3. その他入会を希望し、幹事会の承認を得た者

第4条（入退会）

(1) 入会については以下の通りとする。

1. 新領域創成科学研究科に在学する学生は、新領域創成科学研究科への入学をもって自動的に正会員として入会する。
2. 前号のほか、正会員として入会希望する場合は、入会申込書を事務局に申請提出する。
3. ~~准会員1の学生及び~~特別会員1と2の教員は、入会申請申込書は不要とする。
4. ~~准会員2と3、~~特別会員3が入会希望する場合は、入会申込書を事務局に申請提出し、幹事会の承認を得て入会できるものとする。

(2) 会員が退会を希望する場合は、その旨の連絡を事務局にすれば退会できる。

(3) 入会時申込書の申請記載事項に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局に連絡するものとする。

第5条（役員）

(1) 本会には、次の役員を置く。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 会計監査委員（1名）
4. 代表幹事（各専攻1名とする）
5. 幹事（各専攻長と新領域創成科学研究科出身教員（特任教員を含む））。ただし、特別の事由がある場合は、専攻長以外に各専攻の新領域創成科学研究科出身ではない教員を1名幹事に加えることができる。）

(2) 会長は、代表幹事会の合議によって、代表幹事会で互選するか他に依頼するかして選出し、総会で承認するものとする。

(3) 副会長は、代表幹事会で互選するか他に依頼するかして選出し、会長が委嘱する。

(4) 会計監査委員は会長が委嘱する。

(5) 代表幹事は、幹事の互選により、各専攻から一名を選出し、会長が委嘱する。

(6) 幹事は、正会員あるいは特別会員になるものとする。

(7) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（役員の仕事）

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。

(3) 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その結果を代表幹事会並びに総会に報告する。

(4) 幹事は、代表幹事と共に幹事会を構成し、本会の活動及び会務の遂行を図る。

第7条（事務局）

(1) ~~本会に事務局を置く。~~本会は事務局を千葉県柏市柏の葉5-1-5 東京大学大学院新領域創成科学研究科教務係内におく。

(2) 事務局員は、会長が委嘱する。

(3) 事務局は、幹事代表と共に幹事会及び会員総会の職務を補佐する。

第8条（学生部）

本会は、別に定める規定に基づき新領域創成科学研究科に在学する学生による学生部を設置することができる。

第9条（会員総会）

- (1) 会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要の都度、会長が招集する。
- (2) 会員総会の決議事項は、次の通りとする。
 1. 事業計画及び事業報告
 2. 予算計画及び決算報告
 3. 会則の変更
 4. その他会員総会が必要と認めた事項
- (3) 会員総会の議事は、正会員の出席者の過半数をもって決定する。

第10条（幹事会と代表幹事会）

- (1) 幹事会は、会長、副会長、**会計監査委員**、代表幹事、幹事から構成する。
- (2) 代表幹事会は、会長、副会長、**会計監査委員**、代表幹事から構成する。
- (3) 幹事会と代表幹事会は必要のある都度開催できる。
- (4) 会長は必要に応じて、代表幹事会および幹事会にオブザーバーを呼ぶことができる。
- (5) 幹事会と代表幹事会の議決事項は次の通りとし、代表幹事会の議決は幹事会の承認を得るものとする。
 1. 会員総会の議事案
 2. 特別会員の入会
 3. その他会務の執行上必要な事項

第11条（会則変更）

本会の会則を変更するには、過半数が参加した代表幹事会で、**正会員**の出席者の3分の2以上の賛成で原案を作成し、総会または臨時総会で承認を得なければならない。

第12条（種類）

~~会費は当分の間、無料とする。~~

- (1) 第3条第1項に対し、会費を徴収する。
- (2) 会費は2種類とし、その金額および徴収方法は別に定める。
 1. 普通会費
 2. 特別会費

第13条（会計）

- (1) 本会の収入は次の通りとする。
 1. 会費
 2. 寄附金及びその他の収入

(2) 支出は前項の収入をもって充てる。

(3) 決算報告、予算計画は会計監査委員による監査の上で会員総会において承認を得る。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第15条（設立年月日）

本会の設立年月日は、2008年10月25日とする。

第16条（細則）

この会則の運用および細則は、代表幹事会が決定する。

附 則

この会則は、2008年10月25日から施行する。

附 則

この会則は、2011年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、2015年10月23日から施行する。

附 則

1. この会則は、2017年4月1日から施行する。

2. 2017年4月1日以前の会員への会費については、今回改正前の会則第12条を適用する。

創域会会費について (案)

第1条 (目的)

創域会会則第12条に基づき、創域会会費（以下「会費」という）について取り決めるものである。

第2条 (会費)

- (1) 会費は終身会費として、10,000円とする。
- (2) 創域会会則第12条第2項で定める普通会費は、大学院新領域創成科学研究科への入学時に徴収する。
- (3) 創域会会則第12条第2項で定める特別会費は、普通会費を納入していない会員を対象として創域会幹事会の定める方法により徴収する。
- (4) 退会等により会員の資格を喪失しても会費は一切返却しない。

附 則

1. 創域会会費の取り決めについては、2017年4月1日から実施する。
2. 創域会会費の徴収は、2017年4月1日以降に入学した学生から対象とする。